

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用（営繕工事）

1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 特別調達資材

特別調達資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材であり、特別調達経費が必要となる資材とする。

営繕工事においては、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。

一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から特別調達資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、本通知の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の(1)、(2)の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとする。

- (1) 設計書で指示した資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

4. 手続き

- (1) 本運用の対象工事である旨を、発注時の設計図書に記載する。「別記1」
- (2) 受注者からの工事打合せ簿による申出を受け、受発注者間の協議の上、特別調達資材を決定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「特別調達資材に関する協議書(様式1)」を監督職員に提出し、協議する。特別調達資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「特別調達資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、調達数量、調達単価が記載された実際の取引(支払)伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督職員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していること確認できる資料(カタログ等)を監督職員に提出する。
- (6) 設計変更にあたって、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた

別紙②

調達経費を別途必要とする調達をした旨を、「別記 2」の記載例を参考に記載する。

なお、代替資材を調達する場合、設計者や所管所属等との協議など、通常的设计変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。

- (7) 妥当性が確認された特別調達資材について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 積算方法

(1) 設計変更を行う対象数量

- ・供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に調達、施工された数量を、設計変更を行う対象数量とする。
- ・証明書類で確認できる数量と当初設計の数量に乖離がある場合、受発注者間で協議の上、設計変更を行う対象数量を決定する。

(2) 設計変更に用いる単価

- ・受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出法

- ・(2)で確認された単価と設計単価の差額に(1)の対象数量を乗じて求める。
- ・材料費のみを抽出して確認することが困難な単価の場合、特別調達経費の対象外となる費用が含まれていない旨を証明書類に明示するように受注者に求めた上で、(2)で確認された単価と設計単価の差額に(1)の対象数量を乗じて求める。
- ・上記により増額された直接工事費により共通費を積算する。

なお、工事請負契約書第 26 条(スライド条項)適用時の 1 %の控除は行わない。

6. 適用

既発注工事を含め、本通知の発出以降、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

別紙②

(別記 1) 発注時の設計図書における記載例

本工事は、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用（営繕工事）」の対象である。

(別記 2) 設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更変更一式

特別調達資材	
設計書で指示した資材の代替資材を調達したもの	・ 資材の名称 ・ 資材の名称
設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、 流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となるもの	・ 資材の名称 ・ 資材の名称

※ 代替資材を調達した場合は、通常の設計変更と同様に設計図書に特記する。

別紙②

様式 1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象 数量	購入時期 (○年○月)	調達予 定価格	中東情勢の 影響	添付書類 番号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督職員に提出する。
- 材工一式価格の場合、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用を含めないこと。

様式 2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象 数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類 番号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引(支払)伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
- 材工一式価格の場合、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用を含めていないことを証明書類に明示すること。